平成２９年（フ）第２３５号
静岡県田方郡函南町柏谷1343番地の１　プロムナード202
債務者　山本　　翔
１　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２６１号
静岡県伊豆市松ケ瀬283番地の９
債務者　髙松さやか
１　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２６５号
静岡県裾野市公文名64番地の４　ＡＫⅡ－101、前住所静岡県裾野市平松573番地
債務者　原川　伸治
１　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２７５号
静岡県御殿場市竈554番地の15
債務者　髙田　友美（旧姓古屋）
１　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２８２号
静岡県伊東市東松原町９番３号
債務者　大野　弥一
１　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６５号
札幌市北区あいの里２条２丁目８番５号
債務者　岩﨑　真弓
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１７２号
札幌市東区北41条東４丁目１番10号　コーポ新緑25号
債務者　眞部　雄二
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２８号
札幌市厚別区厚別東１条２丁目４番11号　丸田ビル新札幌305
債務者　重永　由佳（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３５５号
札幌市西区発寒14条３丁目３番34号　谷ハウス３号
債務者　田村　幸雄
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３７６号
札幌市東区北23条東16丁目３番６号　立雲館311号
債務者　早坂　裕治
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３９１号
札幌市手稲区前田６条８丁目１番５号　第１札幌ハイツＪ号
債務者　鹿討　　隆
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４１１号
札幌市東区北44条東15丁目１番１―602号
債務者　清水　武弘
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４３２号
札幌市北区北36条西４丁目２番11―501号
債務者　川村　礼子
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２３号
釧路市春採５丁目10番20号　スカイハイツ101、住民票上の旧住所釧路市若松町１番22号エーコー若松202
債務者　大西　和欣
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１５３号
釧路市春日町２番４号　春日マンション２号室
債務者　五十嵐和明
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２７０号
埼玉県川越市大字藤間60番地１　（ＳＳＳ川越第２寮）、申立時の住所埼玉県入間郡毛呂山町平山３丁目３番地18
債務者　有馬　忠士
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２９１号
愛知県豊田市司町４丁目５番地　コーポラス司202号
債務者　加藤　哲男
１　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係